

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
発行人 高橋 徹 編集人 島田貞夫 2013年6月10日発行・No.23

震災対策特別号

原発事故から二年
賠償をもう一度考えよう
神戸避難者の集い

原発事故から二年 過去、現在、未来を考える



写真は6月8日に撮影したものである。撮影場所は浪江町権現堂新町。常磐線浪江駅近くに位置し、福島銀行、東邦銀行、大東銀行などの支店が建ち並ぶ中心街である。現在は避難指示解除準備区域に指定されている。休日早朝の光景に見える街並みも裏に回ると倒壊した家が目立つ。森閑としたなか、潜んでいる魔物が鳴らす線量計の警報音だけが響きわたる。事故から2年3か月が過ぎる。今号では過去を学び、現在を見据え、未来を考えてみたい。

避難者に焦点を定め 現在を改善し、 未来に希望をつないでゆくために

「はじめに」

原発事故被害地域の住民の苦難は、東電福島第1原発の爆発から始まりました。被害地域の特に沿岸部が、地震と津波によって、他の被災地と同様の大きな被害を受けていたのは事実です。しかし原発事故さえなければ、避難に伴う苦痛も、避難生活の厳しさも、復興の困難さも、はるかに軽減されていたはずで

す。原発事故がいま現在も終息せず、いつ終息するのかの見込みも立たぬまま深刻な状況が続いていることによって、被害者と被害地の苦難はいまも加重され、拡大し続けています。被害者と被害地域は、先の見通しが立たぬまま、いつ終わるとも知れぬ苦難に直面しているのです。

原発事故の責任は、第1に原発事業者である東京電力にあります。原発事故の被害者に対して、東京電力は加害者の立場に置かれます。加害者が被害者に対して法的な責任を負うことは言うまでもありません。法的な責任を全うすることは、加害者が果たすべき最低限の義務です。加害者である東京電力が負うのは法的責任のみでしょうか。いいえ。「企業倫理」という言葉が示すとおり、東京電力は事故に伴う倫理的責任も果たさねばなりません。さらに、企業は社会的な存在です。東京電力は事故に伴う社会的責任も果たさねばならないのです。

では、東京電力は法的責任、倫理的責任、社会的責任を果たしたか、あるいは果たそうとしているのでしょうか。答えは「否」です。過去二年間の東京電力の対応をみると、あたかも自社を「被害者」と見なしているかのようです。

東京電力は当初、被害者に対し「賠償」ではなく、「補償」という名目で支払いを始めました。「賠償」は不法行為に伴う損害の弁償を意味します。これに対し「補償」は、適法な行為に伴う損害の弁償を意味します。東京電力が「補償」の語を使ったのは、自らの不法行為責任を否定するためだったと考えられます。

法的義務に対する東電の姿勢はいまなお曖昧です。東電に関する刑事告発が早い段階で行われたにもかかわらず、いまなお処分が決定していないことも、その理由の一つと考えられます。法的責任の別の側面である刑事責任の追求が曖昧になっていることが、民事責任の曖昧さにつながっているのです。

東京電力は、被害者との和解において「謝罪」することを拒み続けています。倫理的な責任をかたくなに否定していると見えます。また原発の運転再開を求め、発送電の分離に反対して地域独占体制の維持を図る東電の姿勢は、レベル8の過酷事故を起こした電力会社が持

つべき社会的責任の自覚を欠くとの非難を免れないでしょう。

国にも責任があります。国家賠償法は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と定めています。原発の設置、運転は国の法的な監督の下にありました。国が適正に監督していれば、事故は回避できたはずで、原発事故は、原発行政を司る公務員の職務に過失があったことによって起こったと見ることもできるのです。しかし国は、今日に至るまで、自らの法的責任を直視しようとしていません。

原発事故は、立地地域の住民と自治体はもとより、きわめて広範囲の国民に対して甚大な被害をもたらしました。事故の責任が東京電力と国にあることは明白です。にもかかわらず、東電も国もその責任を全うしようとしていません。被害者に対する損害賠償を最小限にとどめることを狙って、時間をかせいでいるように見えます。

加害者が責任を免れれば、負担を負わされるのは被害者です。事故によって直接生じた被害はもとより、避難生活が続く中で苦痛や損失が継続し、増大しているのはこのためであると言って過言ではないでしょう。

「区域再編」と「生活圏の再建」

平成25年5月28日、警戒地域の区域再編がすべて終了しました。警戒地域は、年間放射線量により、50ミリシーベルト以上が帰還困難区域、20ミリから50ミリが居住制限区域、20ミリ以下が避難指示解除準備区域に3分割されました。東電の財物賠償基準がどの地域に含まれるか大きく異なるために、さまざまな問題が起きていることは、被害者の皆様がよく知るとおりです。

避難指示解除準備区域においては、早期復帰に向けた除染・都市基盤整備・雇用対策が行われることになっています。

5月11、12日の両日、南相馬市小高地区と浪江町の避難指示解除準備区域を訪れました。準備が進めば同区域の避難指示は解除され、住民の帰還が建前上は可能となります。帰還が可能である以上、避難を継続することに伴う損失は、各人の自主的な判断に基づくものとして賠償対象外になることが想定されます。避難指示の解除は、被害者に対する損害賠償と密接な関係を有しています。では、実際に帰還することが可能となるのかどうか、自分の目で見ておく必要があると思ったからです。

小高区は、ほぼ一年前に避難指示解除準備区域になりました。都市基盤整備が相当程度進んでいるのかと考えていましたが、実情は違っていました。

20キロ圏外の原町区から小高区に入ると、町の様子が一変します。原町区は、一見したところ、事故前とそう変わらないように見えます。街道にはトラックや乗用車が走り、工場は操業しており、車の販売店や食堂、コンビニなどが目につきます。市街地にも人通りがあり、商店も開いています。

「それでもまだまだだね」

夕食をいただいた店で聞くと、そう答えてくれました。しかし、平成23年4月14日に訪れたときの状況を思い出すと、同じ原町かと思えるほどでした。

国道6号線を小高区に入ると、まず、通行車両が激減します。小高川を渡って右折し、市街地方向に向かっても、車は走っておらず、人の姿もありません。小高病院の建物は地震の被害を受けたままです。道路の一部が掘り返され、水道の工事をしています。街中の店舗の多くが地震の被害を受けたままになっています。小学校は地震被害の復旧工事をしていますが、順調に進んでいるようには見えません。40人ほどのボランティアが集合場所に集まっていました。町の西側に向かいましたが、農作業をしている人を二、三人見かけただけでした。除染や都市基盤整備のための作業は行われていませんでした。川を挟んで市街に向き合う位置に、真新しい住宅が三軒立っていました。庭に子供用の自転車がありました。

避難指示解除準備区域は、住民の早期復帰を目指す区域です。では「復帰」とは何を意味しているのだろうか、私は考え込んでしまいました。

避難されている方の話を聞いていると、「元の暮らしに戻りたいんだ」、「金なんかいらぬ。元通りにして欲しい」ということを言われます。では帰還＝元の暮らしに戻るのかなのかといえば、そうではないと思えます。

人が生活していくためには、どうしても必要になる条件があります。この条件は、「生活圈」という言葉によって、次のように表現されています。

「生活圈とは、地域に暮らす人々が生活サービス機能を共有し生活の土台としている圏域、地域の資源や特色を活かした将来の姿を共有すべき圏域。生活サービス機能とは、日常生活を営むにあたり必要となる機能であり、医療、福祉、教育、水道・汚水処理等の公共サービス、交通、購買・消費(商業)、雇用(就職)、住宅宅地、防災をはじめ、地域コミュニティ活動の場、自然環境、歴史・伝統・文化の存在なども含まれる概念」

避難されている方々が言われる、「元の暮らし」とは、歴史の中で生まれ、上記のような機能を持つに至った地域の中で暮らしに違いないと思います。除染や都市基盤整備を進めてみても、地域に暮らす人々の生活が回復できる訳ではありません。その地域で生まれ、育ち、働き、老いてゆく世代の繰り返しによって、生活圈は成り立つのだと考えられます。世代を重ねることのできる暮らし、それこそが「元の暮らし」であり、避難されている皆様が帰りたいと願う暮らしの有り様だと思います。

避難指示解除準備区域に立つと、「元の暮らし」が奪われてしまったことがいやでも感じ取れます。歴史を感じさせる町並み、親子が暮らすための住宅、豊かな農地と古い農家、どこを見ても人間らしい生活の基盤があります。津波の被災地は別にして、地震による被害地であれば、相馬市やいわき市がそうであるように、元の暮らしに戻れていたに違いありません。地震で壊れた建物や設備を修理し、場合によっては建て替えて、震災前と同じ家に住み、同じ学校に行き、同じ仕事を続けるのです。家の修理や建て替えには大金がかかりますが、将来の世代のためと考えれば負担できるに違いありません。しかし、小高区で、浪江町で、住民にそうした負担ができるかといえば、疑問であるように思えてきます。

いつの日か、小高区や浪江町や、他の町村にも、「元の暮らし」が戻ってくるに違いありません。政府は、帰還困難区域を別にすれば、その日を5年以内と見込んでいるようです。しかし政府や東京電力のこれまでの発表は、自分たちにとって都合のよいものであることが少なくありませんでした。「帰還できる」と発表すれば、そこで賠償は打ち切り。帰還しないのは、その人の勝手なのだということになりはしないか心配になります。

いつの日か、元の暮らしに戻れるに違いないと思います。しかし、それは、国が主導的に進める帰還計画によってではなく、被害者の皆様や、その子や孫たちの意思によって取り戻すものなのだろうと考えます。いまは、国の言うことに振り回されるのではなく、自分や自分の家族や、さらに将来の世代が納得し、安心して元の暮らしに戻る未来に向けて、じっくりと考え、話し合う時ではないでしょうか。そうした話し合いの中から出てきた暮らし方を実現するために、東電や国がすべきことを要求するべきなのではないでしょうか。

「現在から未来へ」

この記事をお読みの方の大部分が、仮設住宅か、借り上げのみなし仮設にお住まいのことと思います。仮設住宅の居住期限は原則2年3ヶ月、以後は1年ごとの期限延長がなされます。仮設住宅の居住環境が劣悪なのは、それが応急のためのものであり、短期間しか使用しない前提で作られているからです。仮設の入居者にとって、入居の期限は自前で住宅を確保する必要に迫られることを意味します。

原発事故の被害者は、警戒区域の設定によって、居住や修学、職業など、それまでの生活の基盤から切り離されました。短期間で戻れるのではないかという当初の期待は裏切られました。事故から二年以上たったいまも第1原発は不安定なままで、事故の完全な収束は見通せていません。

この二年の間に、避難された方々の生活は否応なしに変わりました。事故前とは別の職場で働き、別の学校に通っている避難者は少なくありません。被害者の現在は、事故前の生活とのつながりを保ちつつも、新たな日常生活の中にあります。そして未来は、過去へ引きこもることではなく、現在の延長上にあります。

国は帰還が可能な区域を設定し、早期の帰還を呼びかけます。国にとってその方が都合が良いからです。そして、この呼びかけに応じるかどうかは、個々の避難者の問題であると思います。応じて、応じなくても、賠償は打ち切られることになります。

はじめに述べたとおり、国は、国家賠償法に基づいて被害者に損害を賠償する立場にあります。国はその責任を認めていませんが、訴訟によって認められる可能性は決して少なくありません。その国が、被害の範囲を意図的に狭めようとしていることに、憤りを感じざるを得ません。

憲法は、居住の権利（移転を含む）、教育の権利、職業選択の自由、幸福を追求する権利、財産権の保障などの基本的人権を国民に保障しています。国は、国民がこれらの権利を享受できるようにする責務を負っています。国がこの憲法上の責務を果たしているのでしょうか。

原発事故の被害者が置かれている状況をかいま見た者としては、否定的にならざるを得ません。

原発事故による避難者には、自分の判断によって、自己の現在と未来を決定する権利があります。早期に帰還するか、あるいは別の地域に移住して生活を築くか、決定するのは避難者です。そして避難者の決定が実現できる環境を整えるのが、避難者を現在の状態に追い込む事故を起こした東京電力と、原発の導入を決定し、推進し、監督してきた国の責任であり、原発を受け入れてきた地方自治体の責務のはずです。

東京電力にこの責任の自覚はあるのでしょうか？ ありません。国にはあるのでしょうか？ ありません。では地方自治体は？

被災9市町村や福島県は、被害者に対して負っている自らの責任を明確に認識しているのでしょうか？ どうもそのようには思われません。自らも被害者であるかのように振る舞っているように見えます。無論、被害を受けたことは事実です。しかし、個々の被害者に対しては、原発を誘致し存続させてきた責任を免れる訳にはいきません。

原発事故によって生活の基盤を失う被害を受け、いまもなお不安定な状況で苦しみ続けている避難者に焦点を定め、現在を改善し、未来に希望をつないでゆくための施策がどうしても必要です。そしてその施策は、国や自治体がいうような「帰還」一本槍のものであってはなりません。帰還が「元の暮らしにもどる」ことを意味するのであれば、原発事故が完全に収束し、安全な生活環境が保証されて初めて実現するものです。それが5年以内に実現するか、あるいは子の世代、孫の世代に実現するか、いま見通すことはできません。できるのは、避難されている人々の現在の生活を豊かなものとし、未来への希望を持てるようにすることです。東京電力と国には、そのために必要となる資金を提供する責任があり、また自治体には、そうした生き方を支援する責務があるのだと申し上げて、本稿を閉じさせていただきます。

(さいとうゆきみつ)

群馬（前橋）と福島（いわき）で シンポジウムを開催予定

今秋、9月14日(土) 群馬県前橋市、9月16日(月・祝日) 福島県いわき市で『原発事故賠償請求の現状と課題・生活再建に向けてできること(仮)』をテーマにシンポジウムの開催を予定しています。内容の詳細は新聞等で随時お知らせして行きます。

土地・建物賠償をもう一度考えてみよう。

賠償とは、「損失をつぐなう」こと

東京電力に対する財物賠償請求手続きが始まりました。賠償とは、他の人に与えた損害をつぐなうことです。損害賠償の基本的な目的は、被った損害を補填し、元と同じ状態にすることです。今回の賠償請求で、その目的は達成できるのでしょうか。

いろいろな損害賠償の考え方を比べながら、本来の「つぐなう」意味とはなにか、考えてみましょう。

いろんな賠償の考え方がある！（1）

—再取得価格の賠償を基本とする考え方—

昭和48年10月18日 最高裁判所判決の考え方

最高裁判所の
損害賠償の考
え方

（土地収用の場合）…完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもって補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する…

原子力損害賠償紛争審査会の考え方

中間指針
第二次追補

「本件事故発生直前の価値」は、例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする。

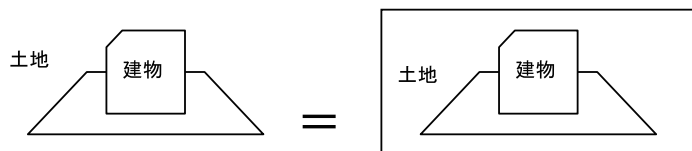
東京電力㈱福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追

同じ規模の建物や土地が買えるような金額の倍賞が基本。

上記の最高裁判所判決は、土地収用に関する判例です。今回の原発被害は土地収用とは違いますが、理由も選択の余地もなく、住んでいた土地や建物を奪われたという点において共通しています。

上記の判決理由では、損失補償の基本的な考え方を、「当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするもの」と述べています。そして、「完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償」をするべきであり、「金銭をもって補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する」としています。

いわゆる再取得価格の賠償を基本とする考え方です。これに対し、後記の資源エネルギー庁や東京電力の考え方は、災害発生時の時価基準（交換価値）を基準とする考え方をとっています。



判例の考え方： 同じ規模の建物や土地が買えるような賠償金を支払いなさい。

**原子力損害賠償紛争審査会中間指針第二次追補は、
「同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮」することを東電に求めています。**

平成24年3月16日、原子力損害賠償紛争審査会は、原発事故の「財物価値の喪失又は減少等損害賠償」に関する指針を追加発表しました。「指針」の要旨は次のとおりです。



- ・ 帰還困難区域内の不動産
 - … (事故発生直前の価値を基準として) 全損と推認
- ・ 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産
 - … (事故発生直前の価値を基準として)
 - 一定程度減少したものと推認

そして、「**本件事故発生直前の価値**」とは、「例えば居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価」した価格であると述べています。

単に、時価だけで判断すると、例えば40年も50年も経った家の評価額は、非常に低いものになります。その結果、その価格を賠償額とすると、同規模の建物の中古物件を手に入れること、あるいは新築することは、多くの場合、不可能になってしまいます。そういうことにならないために、原子力損害賠償紛争審査会は、東電に「配慮」を求めたものと思われま

いろいろな賠償の考え方がある！(2)

— 災害発生時の時価基準(交換価値)を基準とする考え方 —



経済産業省資源エネルギー庁の考え方

賠償基準の
考え方
(基本方針②)

…賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという指針における基本的な考え方に立ちつつ、**帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような賠償の枠組みとする。**

賠償手続きの迅速・効率化を図る。

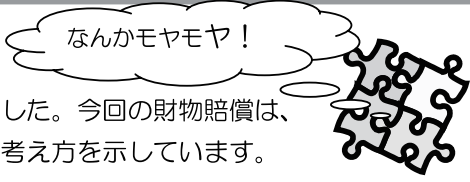
経済産業省資源エネルギー庁「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」は、賠償基準の基本方針を、賠償の枠組みを「様々な考えの方々がいることを前提」として「それぞれの選択に可能な限り資するような賠償の枠組みとする。」とし、具体的には、「賠償金の一括払いを可能とすること等により住民の生活再建のための金額を確保する」としています。

つまり、エネルギー庁の考え方を要約すれば、賠償手続きを迅速にしかも効率的に進めるために、原則的に賠償基準を一律にして、速く賠償金を被害者の手元に届けることを優先すると解釈出来ます。

具体的には、事故時点から6年の経過での不動産の全損認定(時価基準)や、家財賠償の定額・一括払いなどが示されています。

しかし、迅速性や効率を優先したためか、中間指針第二次追補の「同等の建物を取得できるような価格」を賠償基準にするよう東電に求めた「配慮」は、どこにも見当たらなくなりました。

司法書士の目



これまで原子力損害賠償紛争審査会が賠償の指針を定めてきました。今回の財物賠償は、これまでとは違い、経済産業省資源エネルギー庁が賠償基準の考え方を示しています。なぜ、原子力損害賠償紛争審査会ではなく資源エネルギー庁なのでしょう。この点に関し「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」は、次のように説明しています。

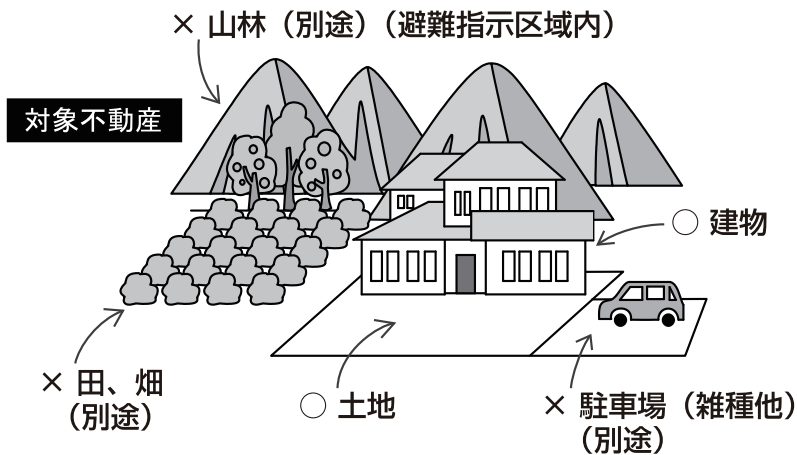
「この方針（*注 中間指針第二次追補）を踏まえて、東京電力株式会社が実際の賠償金支払いの詳細を定めた賠償基準を策定」することになっていたが「今回の賠償基準は…（略）…被害者の生活再建に密接に関わる」ので、東京電力任せにせず、政府が取りまとめた。（編集委員要約）

まるで、原子力損害賠償紛争審査会の指針は、全く不十分であり、任せておけないと言っているようです。

いろいろな賠償の考え方がある！（3）

東京電力の考え方

避難指示区域の(宅地・建物)賠償



東電は、資源エネルギー庁が示した賠償基準を基に、平成24年7月24日付「宅地・建物・借地権等の賠償に係るご請求手続きの開始について」及び、本年3月29日付「宅地・建物・借地権等の賠償に係るご請求手続きの開始について」で賠償の内容を公表しています。

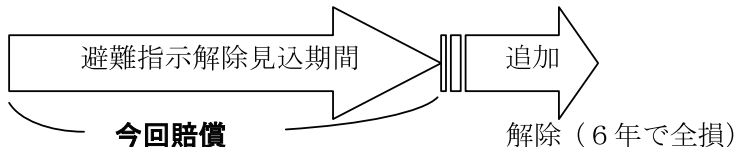
その内容を要約すると以下のとおりです。

避難指示区域の(住宅・宅地)賠償

帰還困難区域

= 全額賠償(原発事故発生当時の財物価値)

居住制限区域・避難指示解除準備区域



避難指示解除見込時期までの月数を分子
72(6年)分母 = 賠償額

個人の宅地・建物賠償

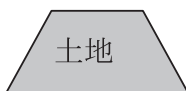
- ①対象となる資産
避難指示区域にあった宅地・建物および借地権
- ②帰還困難区域の賠償
(原発事故発生当時の財物価値を)全額賠償
- ③居住制限区域・避難指示解除準備区域の賠償
72ヶ月(6年)を分母、避難指示解除見込時期までの月数を分子として計算した額
(共有の場合は持分割合を掛ける)

東京電力の考え方-2 (賠償額の算定)

賠償額の算定の基本は、(交換価値*注を基準とした)時価評価。

*注 交換価値…どのくらいで売れるかという価値

東京電力は、賠償額算定の基礎となるのは「原発事故発生当時の財物価値(時価相当額)」であり、その算定方法、資産ごとに、定型評価、個別評価、現地評価の3通りの評価方法から選択できる、としています。以下、土地・建物に分けて検討してみましょう。



宅地の算定方法(時価相当額算出方法)

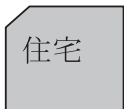
定型評価

固定資産税評価額×土地係数1.43

(市町村の土地評価証明書の課税地目が宅地と書かれていることが必要です。)

個別評価 個別評価方法は選択出来ません。

現地評価 宅地として利用しているのに、市町村の土地評価証明書の課税地目が宅地と書かれていない場合で、確かな資料によって面積が確認できない場合に選択出来ます。



建物の算定方法(時価相当額算出方法)

定型評価、個別評価、現地評価の3通りの評価方法から選択出来ます。

定型評価

①平成22年度の固定資産評価額を基に計算する方法。

時価相当額=固定資産評価額×建築物係数

②平均新築単価を基に計算する方法。

[居住用建物]

時価相当額=住宅着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価×床面積

[非居住用建物]

時価相当額=建築着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価×床面積

個別評価

工事請負契約書等の書類を基に計算する方法。

時価相当額=書類に記載の取得金額×建築物価調整係数×取得時からの経年による価値の減少

現地評価

①床面積測量による方法。

未登記かつ、固定資産評価がされていない場合のみ建物の床面積を測量して計算の基礎とします。

(計算式は、定型評価と同じです)

固定資産税の課税面積

時価相当額の計算は、固定資産税の課税面積を基礎に計算します。この課税面積は、ほとんどの場合、登記の面積と一致します。登記されている面積は、現況の面積と違っている(多くは、面積が少ない)ことが多々見受けられます。はたして、このように不正確である可能性が高い面積を計算の基礎にすることが妥当なのでしょうか。疑問が残ります。

司法書士の目

賠償額の算定の考え方1

時価相当額を賠償額の基礎とする場合、基礎となる面積は、正確なものでなければ公正さを欠きます。

東電は、固定資産税評価額を基に時価相当額を算定するとしていますが、上記のように、その妥当性には疑問符がつきます。

東電は、固定資産税評価額を基にした算定に不満がある場合、個別評価や現地評価を選択できるとしています。

しかし、宅地と評価されている場合に、現況面積と一致させる方法が示されていない(課税地目が宅地以外の場合のみ現地評価を選択することができるようです)、建物の床面積を測量する場合は、未登記かつ固定資産評価がされていない場合に限定されていたり、現地評価を選択した場合他の算定方法への変更はできない等、制限がいろいろあります。

もっと柔軟に現況に反映した方法をとる必要があるのではないのでしょうか。 →次ページに続く

②部位別積み上げによる評価

建物を屋根、柱などの部位ごとに評価し、部位ごとの評価を合計した価格を基に計算します。

③不動産鑑定評価書による評価

*現地評価を選択した場合は、調査結果を基に計算した時価相当額により賠償金が支払われます。

*現地評価を選択した場合、後で他の算定方法への変更はできません。

賠償額の算出方法は東電側から示されているものであり、算出された賠償額に同意するかどうかは請求者の方々に委ねられています。選択肢に縛られることなく、請求すべきものは請求することが必要です。

いろんな賠償の考え方がある！(4)

同等の不動産を取得できる価格の賠償

東京電力の財物賠償で、賠償額算定の基礎となるのは「原発事故発生当時の財物価値（時価相当額）」、そして、時価相当額とされるのは、土地や建物を売ったらいくらになるかという価値（交換価値とよばれています）です。

一方、土地や建物の賠償では、交換価値で計算した金額ではなく、「同等の不動産を取得できる価格」（再取得価格）を賠償額の基礎にすべきであるという考え方もあります。

その理由は、原発事故で、いわれもなく一方的に奪われた住居という生活の基盤を取り戻し、事故前と同じような生活をできるようにすることが、被災者にとっての賠償の基本であるからとされています。以下に一例をご紹介します。

原発被災者弁護団の考え方

居住用不動産（全損の場合）の賠償に関して、全国で原発の被害者を支援する複数弁護団が、統一基本方針を出しています。その要旨は次のとおりです。

1. 全損と評価される居住用不動産（全損の場合）の賠償は、事故直前の「交換価値」ではなく、「再取得価格」による賠償（必要な費用を含む）とする。

2. 土地取得費用は、原則として、

全国平均額(13,688,000円)を標準賠償価額

とする。*H23フラット35利用者調査報告の土地取得費全国平均

3. 住居建設費は、原則として、

全国平均値(22,380,000円)を標準賠償価額

とする。*H23フラット35利用者調査報告の住宅建設費全国平均

司法書士の目

賠償額の算定の考え方2

不動産の算定方法を現地評価に選択した場合、なぜ、他の算定方法への変更ができないのでしょうか。

東電は、専門家が個々の不動産の実態に応じた賠償額を算定するからと説明しています。実際、現地調査を行うのは補償コンサルタントという専門家が予定されている模様。補償コンサルタントの組織である一般社団法人日本補償コンサルタント協会という組織の会員には測量の専門家も含まれているようですが、適切に不動産の測量・評価ができるかどうか不安もあります。

例えば、土地の測量の例を取れば、登記をするためには、厳格な手続きが要求されます。土地面積を決めるには高度な測量技術を求められることはもとより、道路、水路等の公有地所有者、隣接民有地所有者との土地境界確認は必ずしなければなりません。しばしばこれらの作業は、困難を伴います。また、線量の高い、避難区域内でどれだけのことができるのか甚だ疑問でもあります。また、建物の床面積の測量も補償コンサルタントが測量するとされています。公正で・正確な測量を目標にするならば、なぜ、土地の地目、地積、建物の種類、構造、床面積を調査測量し登記する専門家である土地家屋調査士を関与させないか不思議です。測量結果はそのまま時価相当額の算定面積に反映されます。つまり、測量結果が賠償額を左右する結果になります。

責任は重大です。

なんかモヤモヤ！

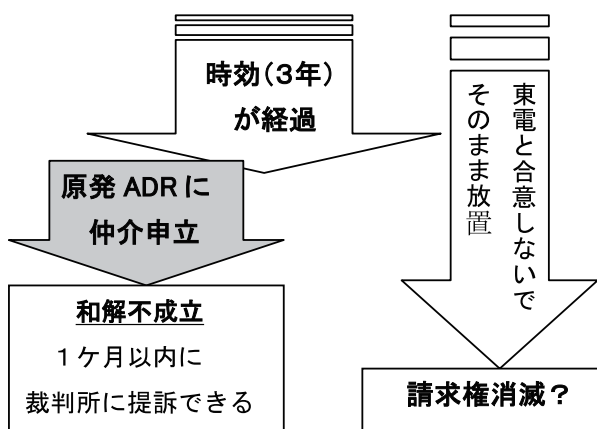


今、避難指示区域内に住居を構えていた被害者の方が、替りの土地・建物を購入したり、新たに建設しようとするれば、東電の時価に基づく賠償金のみでは、ほとんど不可能と考えられます。賠償が「つぐなう」ことを意味するのであれば、元の生活に戻れるか、それと同等の生活を取り戻す額を賠償金の基礎とすべきです。

今、考えておきたい問題

賠償問題を考えるときに、考えておきたい重要な課題を2つ挙げて検討します。

「時効延長の特例法案」



福島原発事故が起こってから3年目を迎えています。3年という時間はいろいろな意味合いを持っていますが、時効の起算点から3年経つと時効によって損害賠償を原則受けられなくなるという、時効問題は被害者にとって重大で深刻な問題のひとつです。

民法では賠償を請求できる権利は時効の起算点から3年で消滅すると定めています。しかし、前例のない事故に通常の時効を適用すべきではない、おかしいという様々な声が大きくなってきました。その声に押されて政府は「時効延長の特例法案」を国会に提出し、5月21日に衆院が全会一致で可決、29日、参院で全会一致により可決、成立しました。また、参院文教科学委員会は全被災者が賠償請求権を行使できるよう本年度中に何らかの法的措置を検討することを求める付帯決議を採択しました。

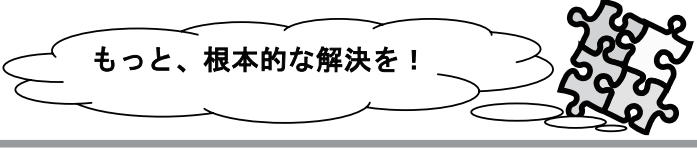
しかし、時効特例法案を読むと、これで被害者を救えるのか、未だ仮設住宅に住む被害者、低線量被曝に強いられ怯えながら被災地にとどまる人々の現実を見据えての法案なのかと疑問を感じざるを得ません。言ってしまうえば、法案の中身は極めて不十分。

「時効延長の特例法案」と聞いただけで「賠償請求権は時効で消滅しない」と思ってしまう人々がいなくと大変危惧しています。

「時効延長の特例法」は、民法の「3年経過による時効の成立」という原則の特例です。その内容は以下のとおりです。(図参照)

- ①原発 ADR に仲介申立をしていれば、時効(3年)の期間が経過しても時効は成立しない。
- ②もし、和解交渉が不調に終わり、東電と和解ができなかったとしても、一ヶ月以内に裁判を起せば、損害賠償を請求する権利はなくなる。

特例法は、原発 ADR (原子力損害賠償紛争解決センター) に仲介申立をした被害者だけに適用される内容となっています。裏を返せば、東電との直接交渉で合意していない被害者は、そのままにしておけば原則3年で賠償請求権はなくなりますということです。



宅地・建物の所有権がなくなる！？

民法 422 条は、「債権者が損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部（の支払）を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。」と定めています。

要するに、あなたが、土地・建物の価格の全額賠償を受けたら、あなたの家屋敷は敷地を含めて東電のものになるということです。これが民法の原則。

しかし、東電が3月29日に公表した「宅地・建物・借地権等の賠償に係るご請求手続きの開始について」の「*5」後段で「宅地・建物につきましては、事故発生当時の価格を全額賠償した後も、原則として、引き続きご請求者さまにご所有いただきますが、避難指示解除までの間は、公共の用に供する場合を除き第三者への譲渡を制限すること等についてご承諾をお願いいたします」と、わざわざ注記し、全額賠償しても、原則として、あなたの家屋敷・敷地は、今までどおり、あなたが所有してください、と東電は言っています。

一見、いい話に見えますが、問題もあります。土地や建物を持っていると、例えば、庭木の手入れをしたり、家のメンテナンスをしたり、固定資産税を支払ったりと様々な負担を負わなければなりません。さらに、民法717条の土地工作物等の所有者の責任として、他人に損害を与えたときは、被害者に対して損害賠償することがあるかもしれません。さらに、避難指示解除までの間は譲渡が制限されますので、売ることもできません。帰宅困難区域で数十年もの間、帰還できないことが予想されている方々にとっては、これらの負担は、かなり重荷になる可能性があります。

「それなら、所有権はいらない。」と考える被害者の方もいらっしゃるでしょう。

東電に土地・建物を引き取ってもらう合意も可能なのでしょうか。上記原則として、との文言が挿入されていますので、所有権がない合意も可能かもしれません。

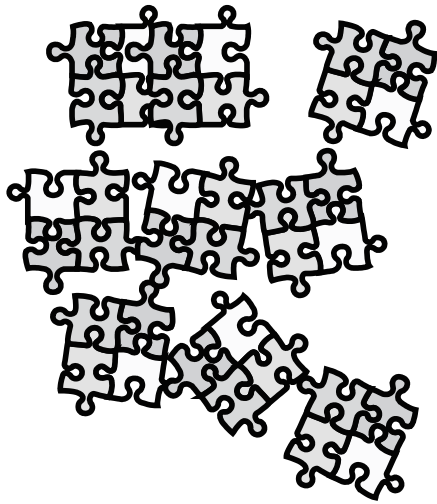
また、「*5」では、「避難指示解除までの間は、公共の用に供する場合を除き第三者への譲渡を制限すること等についてご承諾をお願いいたします」と、東電が要望していますが、これも、原則として、譲渡制限を承諾してくださいと言っているのであって、譲渡制限を課さない合意も可能かもしれません。そもそも、所有権が移らないのであれば、譲渡しようとする所有者の勝手であるのが原則です。では、東電はどんな根拠に基づいて譲渡制限をするのでしょうか。それについてハッキリした説明がありませんのでわかりませんが、たぶん、和解契約の合意がその根拠だと思われます。

また、避難指示解除までの家の維持費等の費用は、当然、東電が支払うべきだ、と考えた方もいらっしゃるでしょう。

これら、さまざまなことを考えると、東電との話し合いは相当難しくなることが予想されます。

一方、根本的に、今回の「全損」認定が不動産賠償全部をカバーしたものではなく、賠償額の一部にすぎないと考えれば、民法422条による所有権の移転は、問題にならないこととなります。





生活を取り戻すために必要で 十分な賠償を！

今回の特集では、不動産についての賠償について考えてきた。今まで見てきたように、不動産の賠償の基準は、一つの基準が法律で決められているわけではない。ダム建設による水没地に対する補償基準（公共用地の取得に伴う損失補償基準）もあれば、資源エネルギー庁が作成した基準もある。今回の原発事故による被害者に対し、東電が賠償基準としているのは後者のエネ庁が作成した基準である。

この基準に問題が多いことは、本文中で指摘している。さまざまな問題点があるが、根本的な問題としては、固定資産税評価額を基に賠償金を算出するというところだろう。このやり方だと、古い建物についての賠償金は、驚くほど低額になる。土地についても、近隣に代替地を探せない状況においては、どうしても地価の高いところで土地探しをすることが多くなり、賠償金で代替地を購入することが難しいという状況に陥り易い。そもそも「原子力損害賠償紛争審査会」の指針で「配慮されるべき」とされた、不動産の「再取得価格」が、エネ庁の基準では全く「配慮されていない」ことが問題なのである。

逆に、再取得価格つまり生活再建を主眼とした賠償基準案として、被災者支援弁護団が提唱した「フラット35」方式がある。これは簡単に言えば、被害者に「再取得価格」の全国平均額を標準として賠償したらどうか、とする案である。ローンで家を建てたときの全国平均額を賠償基準とするのだ。

この案では、土地は13,688,000円を建物は22,380,000円が標準となり、この価額を従前有していた土地の広さや建物の価値などに応じて補正する。補正をするについても生活再建を考慮して賠償額を算定する。この方式で行くと標準賠償価額は土地建物合わせて3600万円である。これならば、地価がある程度高い所へ行っても平均的な家が建つ計算がたつ。

被害者に3600万円を標準として賠償する。3600万円というのは大金である。しかしこれは、とんでもない金額なのだろうか？私は、住む家も家族も、土地も、周囲の環境さえも奪われて新しい土地に移り住まざるを得ない人の立場に立って考えたとき、ある意味当然の金額なのではないかと思う。あくまでこの金額は「平均的な家」を買うのに必要な金額で、それ以上のもではない。加えて、その状況はまったく被害者が望んだものではないのである。

フラット35方式ほど極端に再取得価格に焦点を絞ったものではないにせよ、ダム建設などの場合の公共用地基準と今回のエネ庁基準では、どれくらいその賠償額に差があるのだ

ろうか？

朝日新聞の「プロメテウスの罫」という原発事故を扱った連載記事がある。その記事では5月4日から5月25日まで、21回にわたって財物賠償の問題を取り上げているのだが、5月9日の記事にこんな記載がある。「昭和38年の建築。築50年の木造2階建て、床面積202平方メートル。固定資産税評価額は23万円（中略）東電の方式で計算すると、高くても668万円だ。それを公共用地基準で計算すると、1920万円になった。3倍だ。700万円と2千万円。この差は大きい。」

無視できる違いではない。では、なんで東電は水没地の基準を今回の事故に当てはめないのか？自分の家に戻れないという点で、水没地も原発事故も同じではないのか。

これについて東電の姿勢は一貫している。「元の場所に戻れないとは考えていない。戻ることが前提なので、公共用地基準はそのまま適用しない」というものだ。

「故郷へ戻りたい」という気持ちは被災者すべての心の中にある。だが、戻りたいのは震災前の故郷であり、今の状態の故郷ではなかろう。双葉町の健康施設「ヘルスケアー」前では2年以上たった今でも毎時71マイクロシーベルトの値を観測し、家は荒れ果ててネズミが跋扈し、店もなく、職場もなくなった。そんな故郷に戻れと言われてもおいそれとは戻れるものではない。帰還困難地域とされている地域に、被害者が生きているうちに帰れるようになるかどうかは、不透明なままだ。

それでも経産省や東電は、「（一部地域には）もう戻れない」とは認めない。その一番の理由は、明らかに賠償金を値切るための下心だ。ダム建設による水没と異なり、今回の事故は規模があまりにも大きい。ダムと同基準の賠償をすれば、必要となる予算は6兆円とも10兆円とも言われている。そのため東電は、「戻るのが前提である」ことに固執する。それが賠償に公共用地基準を適用しないことへの言い訳となっているのである。

こんな事情は、実は、被害者にはだいぶ前から明らかなことなのだろう。「もう帰れないと認めてくれ」という言葉は、去年の「被災者の集い」で複数の被害者の口から聞かれた言葉である。賠償金が高くなるから「戻れる」と言っているだけ、被害者はそんなことはとっくにお見通しである。

賠償金が天文学的な数字になるから、値切る。払う側からいえば単純で明快な議論ではあるが、着の身着のまま家から追い出され、すべてを失った被害者には、そもそも賠償額が天文学的数字になろうがなるまいが関係ない。無限責任を負うべき国や東電には、被害者に対し事故前と同程度の環境を用意してもらわねばならない。それが損害を賠償するということではないのか。賠償にかかる天文学的費用こそが、原発事故ひいては原子力発電のコストそのものなのではないのか。国や東電はそれを直視すべきである。

それでは、被害者は正当な賠償を勝ち取るために、東電あるいは国と、ADRや訴訟で闘うべきなのか。そうしたい、またそうできる状況の人には闘うことをお勧めする。なにもしなければ、賠償額は間違いなく低いままである。

しかし、我々はすべての被害者に対して闘うことをお勧めするわけではない。被害者は、一日も早く今までの避難生活に区切りをつけ新しい生活を始めたいという希望を持っており、そのためには、1日も早く資金が必要なのだ。東電の基準で合意するのが一番早い解決法だ。早さ、という点だけでいえば間違いはない。

前掲の「プロメテウスの罠」のなかで、原発被災者弁護団が、被害者住民につるし上げられた話が紹介されている。弁護団に依頼していた住民が、紛争解決センターに申し立てた話し合いが進まないことに業を煮やしたのである。別に、弁護団が仕事をさぼっていたわけではない。東京電力が非協力的なため時間が延々とかかるのである。

東京電力は紛争解決センターへの申し立てに対し、基準にない請求に対しては、「一度は必ず拒否する」とさえ言われている。それこそ取りつく島もなく否定され、住民の気持ちを萎えさせる。延々と続き、結果の出ない話し合いは、住民があきらめるのを待っているかのようである。東電が仲介案を拒否できる制度そのものが問題であると指摘する人がいる。なにせよ、東電側は合意しなくとも、賠償金を支払わなければいいだけの話で何の疼痛もない。こなた被害者は日々不自由な避難生活のなかで重圧を感じ続けて生活をしている。時間の流れの重さが全く異なる。住民は、いわば水の手を絶たれた籠城戦に臨んでいるようなものなのである。

東電と争わなければ、低い賠償額で妥協せざるを得ない。逆に闘うとすれば、時間もかかり、手間もかかる。そして精神的な負担もかなりあるはずである。まさに被害者の方たちはうれしからざる究極の選択を突き付けられている状況にある。

被害者の方たちにはまことにお気の毒なのだが、そろそろどちらを選ぶかを選択すべきときが近づいている。本紙のコラムで紹介したように、被災者の時効に対する特例法は、あまりにも不十分な内容であり、すべての被害者を時効の軛（くびき）から解放するものではない。ADRを申し立てていた人のみが対象となる法律で、むしろ名前だけをきいて「時効の問題は解決した」と誤解をする人がいるのではないかと心配になる内容だ。消滅時効は、少しだけ形を変えても、未だ厳然として存在する。

被害者のみなさん。今後どうするか、最終的な決断はあなた方自身でしかなしえませんが、しかし、どのような決断をなさるにせよ、我々のご相談をお受けします。みなさんを助けようとする人は必ずいます。どうか、あきらめず、冷静に自分や自分の家族の将来を考えご決断ください。

(いしかわてつお、しまださだお、みやざわひとし)

避難者支援活動

2013年2月9日、司法書士による原発事故損害賠償支援司法書士団の会議に出席するため神戸市を訪れた。阪神・淡路大震災が起こった1995年1月17日から18年の歳月が流れていた。降り立った三宮の駅前は美しくよみがえっていた。目をこらさなければ震災の痕跡に気づくことは難しい。何事もなかったように建ち並ぶビル、何れの店も混み合っている。笑い合い、ふざけ合い歩く若者達。震災半年後の神戸を見ていた筆者が、迎えに来てくれた地元の司法書士に「見違える様ですね」と声をかけると「まだまだですよ」と言った。

地震では助かった命なのに、誰にも看取られず亡くなっていく、仮設住宅や復興公営住宅で起きた孤独死は1011人にのぼるといふ。ほとんどの孤独死は人と人とのつながりが断ちきられたこと、元の生活に戻る見通しがなく生きる希望を失ったことが主な要因と指摘されている。

県や神戸市が20年期限で借り上げた被災者向けの復興住宅の返還期限が迫っている。この時期に復興住宅からの転居をすすめれば孤独死は一段と進むことは容易に想像がつく。迫る期限のなか延長の声が大きくなっているという。神戸の司法書士が言った「まだまだですよ」という意味は「人間の復興」の難しさについてだった。原発で故郷を奪われた方々にとって辛い、つらく写る神戸の姿ではないだろうか。

・・・聞きたい、伝えたい、なんでも話隊・・・

翌日、兵庫県司法書士会主催の避難者の集いに参加した。場所は神戸市中心街から電車で15分ほどの塩谷町。近くには瀬戸内海が広がり、遠く淡路島を望む風光明媚な所である。会場は旧グッゲンハイム邸。地震にもめげず海を臨んで建ち続けて100年のコロニアル・スタイルの洋館だ。内部の造りも風情があり心和む。この日は3回



会場のグッゲンハイム邸。明治42年に建てられたという。

目の集いになるが開催は不定期だという。開始時間の午後1時半近くになると三々五々、人々が集まり始める。大半が子供連れの若いママさん達。この日は21人（大人10人・子供11人）の参加者で賑わう。集いは音楽から始まった。2人の女性音楽療法士の方が、歌



一階ホールに集まった参加者の人々。
東京、埼玉、栃木から難されている方々も。

をうたい、ピアノを弾き、参加者全員を巻き込んでの合唱となる。そして、持参した様々な楽器を子供に触れさせ、好きにたたき、吹かせる。それを一つの音楽にまとめ、親も一緒に口ずさむ。最後は皆に楽器を渡し全員が参加してのコンサートとなる。子供ははしゃぎ、親はその姿を見ながら笑顔でリズムをとる。会場は完全に一体化し「ほんわか気分」に包まれる。さす

がプロである、実に巧みな演出だ。

初めて顔を合わせた人達もごく自然に会話が始まる。皆さんが和んだところで、親達は2階の懇談会場へ、子供達はキッズルームへと分かれる。懇談会場ではスイーツとコーヒーが用意され、キッズルームには保育士さん2人が控え、子供達を飽きさせないため手品師までい



2人の女性音楽療法士が会場を盛り上げる。



親から離れキッズルームで遊ぶ子供達。

る。微にわたり細にわたる「もてなし」だ。当然、個人的に相談を受ける為の相談室も用意されている。この集いは、避難者の方々に集いを楽しんでもらうことで、心の扉を開きやすくする工夫にあふれている。参加した子供達は「お母さん今度も来ようよ」とねだること間違いなしだ。

(しまださだお)

続 兵庫県司法書士会 主催

東日本大震災 復興支援

聞きたい伝えたい なんでも話隊

神戸の絶景スポットで
温かい飲み物とスイーツをいただきながら
ふるさとの話をしませんか

関西にお越しの皆さま、こちらでの生活はいかがですか。

将来への不安や悩みを抱えている方もおられるのではないのでしょうか。

この集いは、皆さまが悩んでいること、聞きたいこと、伝えたいこととお話することで、情報を共有し、お役に立てていただくことを目標としています。

前回、前々回と合計15名(大人8名、子ども7名)の方々にご参加いただき、楽しく和やかな一時を過ごしていただきました。今回も参加型のコンサートでリラックスされた後、温かい飲み物とスイーツを食べながら、ゆったりと皆さま方にお話していただきたいと考えております。お子さまは、スタッフによる保育や大好評のマジック教室を予定しております。

また、司法書士による「なんでも相談会」も併設しますので、土地や建物のこと、ローンのこと、暮らしのことや原発事故損害賠償請求のことなどご遠慮なくご相談下さい。

今回の会場は、歴史的な洋館で、神戸の海を一望に見渡せる絶景スポットです。癒しの一時をお過ごしいただけることと思います。



日時 平成25年2月10日(日)
13:30~15:30

終了後に希望される方は個別相談可能です。

対象 東日本大震災の影響で
関西へお越しの方々(お子さま連れ歓迎)

内容

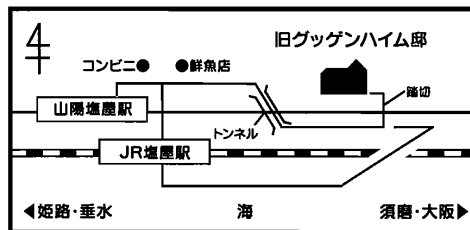
- ・みんなdeコンサート(松崎聡子氏ほか)
- ・参加者同士の交流
- ・お子さま保育(保育士)
- ・なんでも相談会

土地・建物のこと、ローンのこと、暮らしのことや東電に対する賠償の問題等の震災にともなう相談や、生活の困りごとについて司法書士が対応いたします。

お問合せ 兵庫県司法書士会(薩山)
TEL:078-361-7234

場所 旧グッゲンハイム邸

(神戸市垂水区塩屋町3-5-17 TEL:078-220-3924)



●JR/山陽塩屋駅から徒歩5分

参加無料! お申込み不要! お気軽にお立ち寄りください!

主催 兵庫県司法書士会 共催 近畿司法書士会連合会

司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル
 **0120-313-633**
(通話料無料)

月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時

<ご相談内容>

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。

第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。